

「化学物質管理者」の選任義務化について

(取扱事業所向け)

* 事業場における化学物質管理の考え方が
根本的に変わりました。

福岡県冷凍設備保安協会

はじめに

- 化学物質は増加の一途をたどり、米国化学会の登録番号制度によると、2022.6 現在 **2億**に上る。使用形態も多様化。
- 現在、日本で工業的に使用されている物質数は約**7万**といわれている。 ※
- 労働者への**ばく露**を少なくするために管理濃度が定められている物質数は**97**、容器・包装等のラベルへの危険性・有害性の記載、安全データシート（SDS）の交付及びリスクアセスメント実施が義務づけられている物質数は**674**物質（2022.12時点）にとどまる。

※化学物質を体に取り込むこと、またはその状態。食べたり、呼吸で 吸い込んだり、手についたりして体の中に入ることを指します。

•体に入った化学物質の量を「暴露量（ばくろりょう）」といいます。

はじめに

- わが国では、化学物質による事故が絶えないが、原因の一つとして、労働災害防止を目的としたさまざまな措置が定められている物質の数が限られ、事業者はこれらの物質の対策に注力し、それ以外の物質への対策がおろそかになったこと、或いは危険・有害性が、不明であるが措置等が定まっていない物質へ切替え使用したことが指摘されている。
- この様な現状に鑑みて、労働者の健康を確保、維持するために職場の化学物質管理を広範な物質に拡大し、より合理的に実施する為に省令改正が行われた。

はじめに

- 制度改革の重要な柱として、化学物質を扱う職場では事業所規模にかかわらず「**化学物質管理者**」を選任することが義務付けられた。・・・（令和6年4月1日付け・安衛法第12条の5）

（化学物質管理者の職務）

- ①事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理
- ②表示および通知に関する事項
- ③※リスクアセスメントの実施及び記録の保存
- ④ばく露低減対策
- ⑤労働災害時の対応
- ⑥労働者の教育等

※ 事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。

【よくある質問】

R-22やアンモニアを冷媒とする冷凍空調設備を有する事業所ですが、その管理を業者に委託しています。この場合、当方（委託元）と委託先の両方に化学物質管理者の選任が求められますか。

- 委託先の業者（管理業者）は通常、冷凍設備のあるエリアに常駐するなど、対象物を使用する設備に触れているため、「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」場合に該当すると考えられ、「化学物質管理者」の選任が必要。
- 委託元の事業者（業務ビルのオーナー等）についても、設備に常に触れるということはないにしても、安全確保の観点からは、管理監督する立場として、化学物質管理者の講習を受講することが望ましい。

新たな化学物質規制の体系に基づき 企業に対して義務付け（2024年4月～）

- ・ 化学物質管理者の選任
- ・ 化学物質管理者によるリスクアセスメントの実施
- ・ その結果に基づく措置

労働安全衛生規則

第十二条の五 事業者は、法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「**リスクアセスメント対象物**」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。

リスクアセスメント対象物の数が段階的に増えます

- ・世の中にある化学物質の数 70, 000種類以上
 - ・法令改正前のリスクアセスメント対象物の数 674物質
 - ・令和8年（2026）4月時点で予定されている
リスクアセスメント対象物の数 約2, 300種類
 - ・令和9年（2027）以降もさらに追加される予定です。
- 取り扱っている物質の中に新たにリスクアセスメント対象物になるものがあつたら、事業場の規模にかかわらず対応が必要になります！

※化学物質管理者の選任要件

- 「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者」
- リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、化学物質管理者に選任されるものは厚生労働大臣が示す内容（安衛則第12条の5第3項第2号のイ）にしたがった専門的講習を受けていなければならない。
- リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められるものから化学物質管理者を選任すること。化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましい。この化学物質管理者講習に準ずる講習は、別表に定める科目、内容、時間を目安とし、講義により、又は講義と実習の組み合わせにより行うこと。

(別表) リスクアセスメント対象物の製造事業場**以外**の事業場
 における化学物質管理者講習に準ずる講習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法 並びにその結果の記録	2時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1時間30分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）中の関係条項	30分

厚生労働省労働基準局長通達（令和5年7月14日付け基発0714第8号）「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」

※化学物質管理者 事業場内の労働者であること

- 化学物質管理者は、リスクアセスメント等が義務付けられる危険性・有害性のある化学物質を扱うすべての事業場（事業場の規模に拘わらず）で選任されなければならない。
- 一般消費者の生活の用に供される製品（※）のみを扱う事業場は選任の対象外
- 事業者は化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知する必要がある。
- 選任する事由が発生して14日以内に選任すること。
- 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、「化学物質管理者の役割・職務」の職務をなしうる権限を与えなければならない。
- 化学物質管理者を複数人選任し、業務を分担する場合には、業務に抜け落ちが発生しないよう、業務を分担する化学物質管理者や実務を担う者との間で十分な連携を図る必要がある。

労働基準監督署への届出は不要



Q 「一般消費者の生活の用に供される製品」 ※は何ですか？

食品名	含有対象成分	販売形態ごとの適用（適用（○）、適用外（×））
例1）醤油、味噌	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例2）清酒、ウイスキー、焼酎、 ワヰ等酒類	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外 （飲食店向け、食品工場向けも対象外です。なお、最終製品である酒類になる前の、高濃度原料は適用です）
例3）食酢	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例4）マヨネーズ、ドレッシング、 ドレッシングレッシングタイプ [®] 調味料	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例5）液体調味料（つゆ、 たれ、だし、ソース、 エキス等）	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例6）バニラエッセンス、 紅こうじ色素、クチナシ色素	エタノール	<ul style="list-style-type: none"> × 一般消費者向け商品として販売 × 一般消費者向け商品と同等のサイズのものをごダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用に瓶（1kg）で販売 ○ 業務用瓶と同等のサイズ（1kg）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用に缶（18L）、ドラム缶（200L）で販売
例7）除菌剤	エタノール	<ul style="list-style-type: none"> × 一般消費者向け商品として販売 ○ 業務用に缶（17L）で販売 ○ 業務用と同等のサイズ（17L）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にドラム缶（200L）

※罰則

- リスクアセスメントの実施自体については、罰則は設けられていないが、実施すべき要件に該当する場合に実施していなければ法律違反になり、労働基準監督署の行政指導の対象となる。
- 化学物質の管理について、事業者が適切な対応を怠ったことにより、労働者が健康被害を被った場合には、民事上、安全配慮義務違反として損害賠償義務が生じるだけでなく、刑事上、業務上過失致死傷罪を問われる可能性もある。
- 裁判例では、化学物質へのばく露により労働者が化学物質過敏症に罹患したことについて、健康診断を通じた適切な健康管理を怠ったことを理由の一つとして、事業者の安全配慮義務違反を認めたものがある（東京地八王子支判平成17年3月16日）。

「リスクアセスメント対象となる化学物質」の一例

(2024年4月 (令和6年) から対象となった化学物質の一例)

- R22 . . . 冷媒
- NH₃ (アンモニア) . . . 冷媒
- アセトン . . . 溶解アセチレンの溶剤
- エチレングリコール . . . 不凍液
- ブタン

(2026年4月 (令和8年) から対象となる化学物質の一例)

- R134a . . . 冷媒
- R32 . . . 冷媒
- R404A . . . 冷媒
- R407C . . . 冷媒
- R410A . . . 冷媒
- CO₂ (二酸化炭素) . . . 冷媒
- 酸素・窒素・アルゴン . . . 高圧状態のもの
- ヘリウム . . . 冷媒、分析用